

2024年度  
河合町人権教育推進協議会  
《 総会議案 》



と き 2024年6月28日(金)14時～

ところ 河合町中央公民館 2階 視聴覚室

河合町人権教育推進協議会

## 2024年度 河合町人権教育推進協議会 総会議案

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 挨 拶

4. 議 長 選 出

5. 議 事

第 1 号議案 2023年度 事業報告について

第 2 号議案 2023年度 会計決算及び会計監査報告について

第 3 号議案 2024年度・2025年度 役員ならびに顧問(案)について

第 4 号議案 2024年度 活動方針及び事業計画(案)について

第 5 号議案 2024年度 会計予算(案)について

6. 閉 会

## 2023年度 事業報告

### はじめに

河合町人権教育推進協議会は、1979年の結成以来、「基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。」を理念とし、さまざまな問題に取り組んできました。そして、一人ひとりがそれぞれの地域課題に焦点をあて、人権意識が根付いたまちづくりを着実に推進するため、その歩みを進めてきました。

しかし、社会を見渡すと、依然としてさまざまな人権問題が山積しています。他人の戸籍・住民票など個人情報不正取得や、同和地区出身を特定するための問い合わせなど、差別や偏見からくる事例が多数報告されています。また、匿名性を利用したインターネット上への悪質な書き込みや動画投稿も、ますます増加しています。

社会は、従来 of 集団を重んじる社会から、個々が尊重される社会へと急速に変容しています。もちろん、個人のプライバシーや価値観が尊重されなければなりません。一方で自分さえよければよいという風潮も強くなっています。

学校や職場、地域などでのいじめ・排除・孤立化は、その典型ではないでしょうか。子どもや高齢者への虐待や女性へのDV(ドメスティック・バイオレンス)が増加し、亡くなる事例が後を絶ちません。これは、極端な個人主義によってなかなか問題が表面化せず、分かった時には命をも危ぶまれる深刻な事態にまで陥っているためです。これだけではありません。障がい者やLGBTQ(性的少数者)、在日及び訪日外国人などへの差別も、今なお後を絶ちません。本当の個人主義とは、一人ひとりの人権が自他ともに保障され、違いを違いとして認め合うことで成り立つのではないのでしょうか。

こうした中で、色々な人々の運動と願いによって人権保障のための法整備が進められています。子どもの人権に関しては、国の行政機関として昨年4月に「こども家庭庁」が新設されるとともに、「こども基本法」が施行されました。また、今年に入って「困難な問題を抱える女性支援法」が施行され、さまざまな理由で子どもを一人で産み育てるしかなかった女性への支援が始まっています。

こうした嬉しいニュースに励まされながら、この1年さまざまな取組を展開してきました。被差別の当事者の声から人権課題の現状を考えたり、現地へ赴いて学習を重ねるなど、一人ひとりが人権に関する感性を磨き、それぞれの地域に持ち帰り人権の輪を広げる取組を進めました。

以下、2023年度 of 事業について報告します。

## ◇主催事業の経過

### (1) 総会(参加者55名)

- ・日 時 2023年7月18日(火)14:00~15:30
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・研 修 DVD視聴  
「ハンセン病問題を知る ~元患者と家族の思い~」

### (2) 人権学習講座(全4回)

#### 第1回[講演](参加者36名)

- ・日 時 2023年9月8日(金)14:00~16:00
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・演 題 「性の多様性を知ろう ~みんなが自分らしく生きるために~」
- ・講 師 性と生を考える会 代表 中田 ひとみ さん

#### 第2回[施設見学と講演](参加者22名)

- ・日 時 2023年10月13日(金)13:30~15:30
- ・場 所 御所市 ヒューマンかつらぎ
- ・演 題 「DV渦中で育つ子ども達」
- ・講 師 ヒューマンかつらぎ 園長 平岡 良子 さん

#### 第3回[フィールドワーク](参加者24名)

- ・日 時 2023年11月17日(金)13:30~15:30
- ・場 所 宇陀市 榛原周辺
- ・テーマ 「宇陀市榛原周辺の地域社会における包摂と排除」
- ・ガイド 天理大学 非常勤講師 奥本 武裕 さん

#### 第4回[講演](参加者30名)

- ・日 時 2023年12月1日(金)14:00~16:00
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・講 演 「女性の貧困 ~母子家庭の現状から見えること~」
- ・講 師 女性のための相談室「もくもく」  
共同代表 中野 冬美 さん

### (3) 現地人権学習会

#### [2回に分けてフィールドワークを実施](参加者計35名)

- ・日 時 2023年11月1日(水)・7日(火)14:00~16:00
- ・場 所 斑鳩町 法隆寺周辺
- ・テーマ 「法隆寺周辺地域社会の歴史と生活文化」
- ・ガイド 天理大学 非常勤講師 奥本 武裕 さん

◇各種研修会・研究会及び共催事業の経過

年月日	事業名	会場	参加者
5月18日	奈良県人権教育推進協議会(以下奈人推協) 第61回総会	葛城市 マルベリーホール	4
5月26日	北葛城郡人権教育推進連絡協議会(以下郡人推連協) 第40回総会	王寺町 やわらぎ会館	17
7月5日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	王寺町 やわらぎ会館	5
7月6日	奈人推協 第38回部落問題講座	川西町 コスモスホール	4
7月8日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール	76
8月6日	奈人推協 第44回平和・解放教育講演会	奈良市 なら100年会館	4
8月28日	奈人推協 第48回夏期研修会	斑鳩町 いかるがホール	2
9月5日	奈人推協 第23回ブロック別研修会(西部ブロック)	斑鳩町 中央公民館	6
9月9日	奈人推協 第37回識字交流研修会	奈良市 奈良県人権センター	2
10月14日	奈人推協 第55回研究大会	葛城市 マルベリーホールほか	6
10月27日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	奈良県立同和問題 関係史料センターほか	3
11月25日 ~26日	全国人権教育研究協議会 第74回全国人権・同和教育研究大会	明石市 アワーズホールほか	3
12月10日	奈人推協 第57回人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール	3
12月16日	奈人推協 第22回識字合同学習会(ふれあい広場)	川西町 コスモスホール	3
2024年 1月26日	郡人推連協 第32回「人権と部落問題」郡民研究集会	王寺町 文化福祉センター	17
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会議6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議8回 事務局会議2回		

## 2023年度 会計決算

## (収入の部)

(単位:円)

項 目	当 初 予 算 額	収 入 額	増 減 額	備 考
補 助 金	740,000	740,000	0	町補助金
雑 収 入	0	1	1	預金利息
計	740,000	740,001 (A)	1	

## (支出の部)

(単位:円)

項 目	当 初 予 算 額	支 出 額	執 行 残 額	備 考
事 務 局 費	25,000	24,948	52	切手代 消耗品代
会 議 費	2,000	1,660	340	会場使用料
図 書 費	27,000	26,673	327	研究図書費
事 業 費	463,000	382,412	80,588	各種研修会費等
行 動 費	25,000	20,660	4,340	出張旅費
負 担 金	188,000	155,820	32,180	奈人推協負担金 郡人推連協分担金
予 備 費	10,000	0	10,000	
計	740,000	612,173 (B)	127,827	

【収入額】

【支出額】

【執行残額】

740,001 円(A) - 612,173 円(B) = 127,828 円(C)

※ 執行残額については町に返金

## 監査報告

2023年度河合町人権教育推進協議会の会計監査をしたところ、決算書のとおり帳簿、証票ともに適正に処理されており、妥当であることを認めます。

2024年 6月 4日

河合町人権教育推進協議会

監査 松井義明 

監査 岡 宏 

## 2024年度 活動方針(案)

### はじめに

河合町人権教育推進協議会は、すべての町民が人権問題について正しい理解と認識を深め、部落問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃と、だれもが安心してくらすことのできる社会の実現をめざしています。そして、奈人推協や郡人推連協、その他多くの機関・団体と連携しながら、活動を推進してきました。

今、世界は第三次世界大戦への危惧が叫ばれるほど情勢が緊迫しています。ロシアによるウクライナへの侵攻から2年が経っていますが、まったく終息の兆しが見えません。この間、兵士のみならず、そこに住む多くの人々の命が奪われました。また、イスラエルとパレスチナの武装組織ハマスの間でも大規模な衝突が起こり、何の罪もない人々が命を奪われています。第二次世界大戦の惨劇を二度と繰り返さないという反省から組織された国連ですが、現状はその理念からは程遠い状況と言わねばなりません。

1948年に国連で「世界人権宣言」が採択されました。これは、二度と同じ過ちを繰り返さないという願いや、各国が協力して世界平和や人権を守るために努力をしようという理念により成立した宣言です。今こそ、この宣言の重みを認識しなければなりませんし、“戦争は最大の人権侵害である”ことを確認し合わなければなりません。今一度、私たち一人ひとりが他人事ではないとの認識を深めていかなくてはなりません。

今年は、アメリカで公民権法が成立して60年の節目の年にあたります。アメリカでは、建国から長年にわたり先住民やアフリカ系住民を人間扱いせず、人としての権利はおろか、命をも奪う凄まじい迫害が加えられてきました。公民権法の制定は、人種差別には一定の効果があったと考えられますが、今なお有色人種への差別と偏見は色濃く残っており、アメリカに住む日本人にとってもこうした現状は例外ではありません。

日本は、戦後いわゆる“平和国家”として、歩みを進めてきました。私たちの求めるものは、「戦争ではなく対話」であり、「差別ではなく尊敬」です。この普遍的価値観が世界共通のものとなり、人種や民族・宗教・性別の違いに関係なく、互いを尊重し共生できる平和な世界の実現に向けて、常に社会の問題に目を向け当事者意識を持ちましょう。

一方、国内では昨今の記録的な円安の動きも相まって、急激な物価上昇が続いています。

その結果、経済格差が拡がり、いわゆる“しんどい家庭”では食べることさえ厳しい状況に追い込まれています。そのため、教育を受ける権利さえ奪われ、塾はおろか修学旅行さえ参加できない子どもが増加しています。

近年、子ども食堂やフードバンクに代表されるように、地域住民による自発的な支え合いが広まりをみせていますが、一人ひとりが相互扶助の精神をもって、それぞれの地域で困難を抱えている人に寄り添いましょう。

以下、国及び地方自治体の施策や、SDGs※1の理念、奈人推協及び郡人推連協の提示する活動方針を踏まえ、2024年度の活動方針を提案します。

## 基本課題

差別の現実に深く学び、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決をめざして、くらしをみつめ、豊かな未来を切り拓く取組を進めよう。

### 1. あらゆる人権をめぐる現状と課題を正しく認識し、取組を進めよう

私たちの生活は、今世紀に入りインターネットの普及により大きく様変わりしました。また、スマートフォンによって、当たり前のように高度情報社会の恩恵を享受できる社会に変容しました。スマホひとつで買い物やチケットの予約はもとより、AI技術の進歩もあり簡単かつ瞬時にデータを作成できるようになりました。今や「財布よりもスマホを紛失する方が困る」といった方も大勢いらっしゃるのではないのでしょうか。また、インターネットは子どもにとっても無くてはならない存在となり、学校教育の場においてもパソコンやタブレット端末を用いた学習が定着しています。

しかし、さまざまな恩恵を受けている反面、インターネット上には悪意を持った情報が無数に存在します。部落差別をはじめ、外国人や障がい者、性的少数者などへの差別的な書き込みや動画投稿は、近年特に深刻化しています。また、ネットを介したいじめや性犯罪など、子どもが巻き込まれる事件も頻発しています。心身に傷を負い、引きこもりやPTSD（心的外傷後ストレス障害）につながることも少なくありません。子どものときに負った傷が一生を左右してしまう危険性を持ち合わせているのも、インターネット社会の特徴です。日々のあいさつや行事を通じて、地域の中で子どもたちとの関わり合いを深めましょう。そして、子どもたちの少しの変化にも気づき、親や家族も含めて困りごとがあれば手を差し伸べられる関係性を築きましょう。

これまで明確な定義のなかった人権課題について、さまざまな形態のハラスメントとして問題視されるようになりました。性的嫌がらせであるセクシュアルハラスメントは、かつて“社会における伝統的なもの”といった感覚がまかり通っていた時代もありました。「男女雇用機会均等法」（1986年）や「男女共同参画社会基本法」（1999年）を拠り所に、さらなる状況の改善が求められます。

職場などでは、パワーハラスメントも依然として見受けられます。これまで多くの場面で、被害を受けた側の“我慢が足りない”とされるなど、深刻な社会問題となってきました。こちらも、「労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」（2020年）が施行されましたが、企業や団体で“上司から部下”だけでなく逆方向へのパワハラの実態も明るみになるなど、状況が改善されたとは言いがたいのが現状です。

また、客の立場で事業所や公共機関に対して無理難題を要求するカスタマーハラスメントも、連日のように報道されています。“客だからどのような態度で従業員に接してもいい”、“お金を払っているから何を要求してもいい”といった価値観は、決して受け入れられるものではありません。他者の人権に配慮した正しい価値観を広めていくことが、私たちに課せられた責務でもあります。

他にも、解消に向けて取り組まなければならない人権課題は山積しています。ヤングケアラー※2の存在は、ここ数年で大きく取り上げられるようになりました。学齢期の子どもをみんなで支えていける社会づくりが求められています。

人の弱みにつけ込んだ新しい形態での特殊詐欺や、高齢者を狙った強盗殺傷事

件、さらには子どもを巻き込んだ極めて悪質かつ残虐な事案が後を絶ちません。

外国人を取り巻く状況では、技能実習生を劣悪な環境で働かせたり、不当な中間搾取が横行しています。

障がい者の人権保障に関しても、早急に対策を講じなければなりません。点字ブロックの整備や段差の解消はまだ不十分で、駅のホームや踏切での痛ましい事故は県内でも多数発生しています。また、介助犬の飲食店への入店やタクシーへの乗車が拒否される事案も報告されており、視覚障がい者や介助犬への理解の促進が求められます。他にも、外見からは分かりづらい内部機能障がいのある方への接し方など、一人ひとりが積極的に学習し自身の知識と感性を養いましょう。

以上のように、私たちは果たすべき役割を自覚し、包摂と寛容の精神を持って具体的な行動を起こすことが求められています。問題意識を共有し「人と人」「人と地域」がつながり支え合う、人権尊重を基盤としたまちづくりを進めていきましょう。

## 2. 人と人が豊かにつながる地域づくりをめざして取り組もう

世界初の人権宣言である「水平社宣言」や、平和を希求する人類の願いを込めた「世界人権宣言」は、私たちが真に差別のない人と人が共に支え合う社会を実現するための、大きな道しるべとなります。そして、その精神を根底に国内においても近年さまざまな法整備がなされてきました。中でも、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）は、「人権三法」と称され、私たちの諸活動を支える基となっています。

また、河合町では2020年10月に「河合町手話言語条例」が施行されました。手話が言語であるとの認識を一般的なものとするための理解促進と、さらなる普及を目的としています。さらに、昨年4月には「河合町まちづくり自治基本条例」が施行されました。住民自治を確立し、一人ひとりの基本的人権が守られ多様性を認め合いながら、安心して安全にくらすことができるまちづくりが基本理念となっています。

このことから、あらゆる場面で人権尊重の立場に立ち、さまざまな人権問題に気づく感性を磨くことが大切です。

関係機関が主催する研修会や交流の場に積極的に参加し、そして学び得たことを次は発信することで、自らの人権意識をより強固なものへと深化させましょう。

そして一步一步確実に、共に歩みを進めましょう。

※1 SDGs：サステナブル・デベロップメント・ゴールズの略。日本語訳：持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致により採択され、17のゴールを軸に「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っている。

※2 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や交友関係に影響することがある。

## 2024年度 事業計画(案)

### ◇ 主催事業

年月日	事業名	会場
6月21日	理事会	河合町中央公民館
6月28日	総会	河合町中央公民館
6月28日	総会后、DVD視聴による研修	河合町中央公民館
9月~12月	人権学習講座(4回)	河合町、桜井市
10月~11月	現地人権学習会(2回)	大和郡山市

### ◇ 各種研修会・研究会への参加及び共催事業

年月日	事業名	会場
5月14日	奈人推協 第62回総会	香芝市 ふたかみ文化センター
5月28日	郡人推連協 第41回総会	上牧町 役場西館
6月14日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	上牧町 役場西館
7月4日	奈人推協 第39回部落問題講座	川西町 コスモスホール
7月13日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール
8月6日	奈人推協 第45回平和・解放教育講演会	大和高田市 さざんかホール
8月28日	奈人推協 第49回夏期研修会	未定
9月11日	奈人推協 第38回識字交流研修会	御所市 防災交流館
9月28日	奈人推協 第56回研究大会	香芝市 ふたかみ文化センター
10月22日	奈人推協 第24回ブロック別研修会(西部ブロック)	上牧町 ペガサスホール
11月30日~ 12月1日	全人教 第75回全国人権・同和教育研究大会	熊本県・福岡県・鹿児島県
12月10日	奈人推協 第58回人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール
12月14日	奈人推協 第23回識字合同学習会(ふれあい広場)	川西町 コスモスホール
2025年 1月24日	郡人推連協 第33回「人権と部落問題」郡民研究集会	上牧町 ペガサスホール
2月13日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	上牧町 役場西館
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会議6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議7回 事務局会議4回	

## 2024年度 会計予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

項 目	2 0 2 3 年 度 予 算 額	2 0 2 4 年 度 予 算 額	備 考
補 助 金	740,000	740,000	町補助金
雑 収 入	0	0	
計	740,000	740,000	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	2 0 2 3 年 度 予 算 額	2 0 2 4 年 度 予 算 額	備 考
事 務 局 費	25,000	30,000	切手代 消耗品代
会 議 費	2,000	3,000	会場使用料
図 書 費	27,000	28,000	研究図書費
事 業 費	463,000	453,000	各種研修会費等
行 動 費	25,000	30,000	出張旅費
負 担 金	188,000	186,000	奈人推協負担金 郡人推連協分担金
予 備 費	10,000	10,000	
計	740,000	740,000	

## 加盟機関・団体(67機関・団体)

(敬称略)(順不同)

河合町	消防団	文化協会
議会	選挙管理委員会	婦人会
池部自治会	行政相談員	子ども会連合会
穴闇大字	民生児童委員協議会	人権教育研究会
長楽自治会	保護司	人権擁護委員
城古大字	更生保護女性会	人権・同和問題 啓発活動推進本部
市場自治会	老人クラブ連合会	NPOなら人権情報センター 河合支局
西穴闇大字	身体障害者協会	スポーツ協会
大字城内	手をつなぐ育成会	医師会
大輪田自治会	遺族会	歯科医師会
薬井大字	商工会	農業委員会
山坊自治会	教育委員会	緑化推進委員会
佐味田自治会	社会教育委員	食品衛生協会
泉台自治会	P T A 連合会	食生活推進研究会
星和台自治会	第一小学校	青少年健全育成連絡会
星和台公団自治会	第一小学校 P T A	郷土を学ぶ会
広瀬台自治会	第二小学校	観光ボランティアガイドの会
中山台自治会	第二小学校 P T A	ボランティア連絡協議会
高塚台自治会	第一中学校	要保護児童対策地域協議会
高塚台二丁目自治会	第一中学校 P T A	交通安全対策協議会
久美ヶ丘自治会	第二中学校	地域安全推進委員会
緑ヶ丘自治会	第二中学校 P T A	
彩りの杜自治会	かがやきの森こども園	

## 河合町人権教育推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、河合町人権教育推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する研修会、講演会、講習会の開催。
- (2) 人権教育の各種学習資料の収集と作成。
- (3) 人権教育の各種調査研究。
- (4) 関係諸団体との連絡提携。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は、河合町内において本会の趣旨に賛同する機関及び、団体をもって組織する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第6条 総会は、加盟団体から選出された代表者で年1回開き次のことを行う。

- (1) 会務の報告と承認。
- (2) 活動計画の審議決定。
- (3) 決算の承認および、予算、事業計画の審議決定。
- (4) 役員承認。
- (5) 規約の決定及び変更。
- (6) その他必要事項。

(理事会)

第7条 理事会は別表の加盟団体から選出された理事をもって構成する。

2 理事会は総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開催し、次の事を審議する。

- (1) 本会の運営についての審議。
- (2) 総会に提出する議案の審議。
- (3) 活動計画の推進並びに実践の交流。
- (4) 役員選出。
- (5) その他、必要事項。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、あわせて会議の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、役員に異動が生じた時、後任者は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第11条 本会に、顧問・参加を置くことができる。

- 2 顧問・参加は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問・参加は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第12条 本会の会議は、会長が召集する。会議の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。しかし、会の性格上、可能な限り、全員一致で議事を進めるように運営するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、河合町教育委員会生涯学習課におく。

- 2 事務局に、事務局長1名、事務局員若干名をおき、会長が委嘱するものとする。
- 3 事務局長、事務局員は、会務および事務を処理する。

(経費)

第14条 本会の予算は、補助金・寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則

この規約は、昭和61年5月27日から適用する。

平成14年7月6日一部改正

# 世界人権宣言

採択 1948 年 12 月 10 日

国際連合第 3 回総会

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第百九号)

## (目的)

**第一条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

**第二条** 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、

地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

**2** 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

**第四条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

**第五条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

**第六条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

**衆議院 法務委員会平成二十八年十一月十六日附帯決議**  
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

**参議院 法務委員会平成二十八年十二月八日附帯決議**  
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

## 宣言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を胃潰されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵むかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、漏れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を胃潰してはならぬ。

そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勵む事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社